

議案第 13 号

燕・弥彦総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正
について

燕・弥彦総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成9年新潟
県西部広域消防事務組合条例第13号）の一部を次のように改正するも
のとする。

令和 4 年 5 月 26 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

燕・弥彦総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成9年新潟県
西部広域消防事務組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引
き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改
め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務
日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削
る。

第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配
偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出た
ときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知
らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認
するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、
当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにす
るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。